

議案第4号

市税条例及び後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

(市税条例の一部改正)

第1条 市税条例(平成18年久慈市条例第76号)の一部を次のように改正する。

第22条を次のように改める。

(督促)

第22条 納税者又は特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合においては、徴税吏員は、納期限後30日以内に督促状を発しなければならない。

(後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 後期高齢者医療に関する条例(平成20年久慈市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(督促)

第5条 被保険者又は連帯納付義務者が前条に規定する納期の末日までに保険料を完納しない場合においては、市長は、当該納期の末日から起算して30日以内に督促状を発しなければならない。ただし、広域連合条例第19条第1項の規定により保険料の徴収が猶予されている場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の市税条例第22条の規定及び第2条の規定による改正後の後期高齢者医療に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に納期限又は納期の末日の到来する歳入について適用し、同日前に納期限又は納期の末日の到来する歳入については、なお従前の例による。

令和5年12月7日

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

市税及び後期高齢者医療保険料の督促に係る手数料を廃止するとともに、督促状の発付期限を延長しようとするものである。

議案第5号

市税条例の一部を改正する条例

市税条例（平成18年久慈市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第156条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第139条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第141条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第142条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第143条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被

保険者につき第144条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第145条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第157条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第157条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次号において同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の市税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和5年12月7日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険税に係る産前産後期間の出産被保険者の保険税の減額措置及びその届出について定めようとするものである。

議案第6号

支所設置条例の一部を改正する条例

支所設置条例（平成18年久慈市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の表久慈市役所宇部支所の項から久慈市役所山根支所の項までを削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年12月7日提出

久慈市長 遠 藤 譲 一

提案理由

久慈市役所宇部支所、久慈市役所侍浜支所及び久慈市役所山根支所を廃止しようとするものである。

議案第7号

印鑑条例の一部を改正する条例

印鑑条例（平成18年久慈市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第16条を次のように改める。

（多機能端末機における印鑑登録の証明）

第16条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を使用し、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。）に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録の証明を申請し、その証明を受けることができる。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

令和5年12月7日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、多機能端末機における印鑑登録証明書の交付について、移動端末設備を使用する方法を追加しようとするものである。

議案第8号

児童館条例の一部を改正する条例

児童館条例（平成18年久慈市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第2条中「6,000円」を「35,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年12月7日提出

久慈市長 遠 藤 譲 一

提案理由

児童館の使用料の限度額を改定しようとするものである。

議案第9号

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年久慈市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年12月7日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものである。

議案第10号

市道久慈夏井線中の橋橋梁補修工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて

令和4年12月16日に議会の議決を経た市道久慈夏井線中の橋橋梁補修工事の請負契約の締結に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年久慈市条例第50号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 工事名 市道久慈夏井線中の橋橋梁補修工事
- 2 工事場所 久慈市中の橋地内
- 3 受注者 住所 久慈市新中の橋第4地割35番地の3
氏名 宮城建設株式会社
代表取締役社長 菅原 博之

4 変更の内容

項目	変更前	変更後
契約金額	330,056,100円	387,108,700円

令和5年12月7日提出

久慈市長 遠藤 譲一

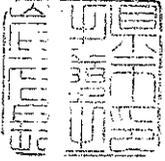
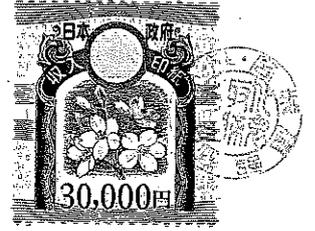
提案理由

市道久慈夏井線中の橋橋梁補修工事の請負変更契約を締結しようとするものである。



建設工事請負 変 更 契 約 書 (第3回)

- 1 工 事 名 市道久慈夏井線中の橋橋梁補修工事
- 2 工 事 場 所 久慈市中の橋地内
- 3 契約変更の内容



- (1) 変更による設計内容等
別添変更設計図書のとおり
- (2) 変更による工事完成期限
変更なし
- (3) 変更による請負代金の増減額
増額 金57,052,600円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金5,186,600円)
- (4) 追納保証金
なし

令和4年12月19日久慈市と宮城建設株式会社と締結した契約の一部につき上記のとおり変更契約を締結する。ただし、変更契約についても原契約に記載された条件を遵守するものとする。

なお、この契約は、議会において可決されたときに本契約として確定することを約し、この建設工事請負契約を締結する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年11月13日

発注者 久慈市

代表者 久慈市長 遠藤 譲一

受注者 久慈市新中の橋第4地割35番地の3

宮城建設株式会社

代表取締役社長 菅原 博之

